



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局事務決裁規程等の一部を改正する規程 1
- 沖縄県病院事業局公舎管理規程の一部を改正する規程 14
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 15
- 沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 16
- 沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令 17
- 沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 18

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 18
- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 19
- 沖縄県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則 19

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業局事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局事務決裁規程等の一部を改正する規程

(沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部改正)

第1条 沖縄県病院事業局事務決裁規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の24の項(5)中「第119条」を「第122条」に改め、同項(6)中「第120条」を「第123条」に、「第119条」を「第122条」に改め、同項(7)中「第121条第1項」を「第124条第1項」に改め、同項(8)中「第121条第2項」を「第124条第2項」に改める。

(沖縄県病院事業局財務規程の一部改正)

第2条 沖縄県病院事業局財務規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

		「第9章	リース資産(第113条)	
		第10章	引当金(第114条)	
		第11章	セグメント情報(第115条)	
目次中	第10章	決算(第123条—第125条)	を	に改める。
	第11章	雑則(第126条—第129条)」		
		第12章	予算(第116条—第125条)	
		第13章	決算(第126条—第128条)	
		第14章	雑則(第129条—第132条)」	

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、この様式によりがたいときは、この限りでない。

第37条第1項中「過誤納金払戻調書」を「収入還付伝票」に改める。

第41条第2項ただし書を削る。

第50条第1項中「過誤払金返納調書」を「戻入収納伝票」に改める。

第63条各号を次のように改める。

- (1) 預り金 (所得税)
- (2) 預り金 (住民税)
- (3) 預り金 (健康保険料)
- (4) 預り金 (厚生年金保険料)
- (5) 預り金 (介護保険料)
- (6) 預り金 (公衆電話料)
- (7) 預り金 (保証金)
- (8) 預り金 (その他)

第94条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

- ア 土地
- イ 建物及び付属設備
- ウ 構築物 (土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)
- エ 機械及び装置並びにその他の付属設備
- オ 自動車その他の陸上運搬具
- カ 工具、器具及び備品 (耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のものに限る。)
- キ リース資産 (ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。)
- ク 建設仮勘定 (イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

(2) 無形固定資産

- ア 借地権
- イ 地上権
- ウ 電話加入権
- エ ソフトウェア
- オ リース資産 (ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がアからエまでに掲げるものである場合に限る。)
- カ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

- ア 投資有価証券
- イ 長期貸付金
- ウ 出資金
- エ 基金
- オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第129条を第132条とし、第126条から第128条までを3条ずつ繰り下げる。

第11章を第14章とする。

第125条第1項中「提出しなければならない」の次に「。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする」を加え、同項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加え、第10章中同条を第128条とする。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第124条を第127条とする。

第123条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 繰延収益の償却
- (4) 資産の評価

第123条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加え、同条を第126条と

する。

(5) 引当金の計上

第10章を第13章とする。

第9章中第122条を第125条とし、第115条から第121条までを3条ずつ繰り下げる。

第114条に後段として次のように加え、同条を第117条とする。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第113条を第116条とする。

第9章を第12章とし、第8章の次に次の3章を加える。

第9章 リース資産

(リース資産)

第113条 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円未満又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができる。

3 前項に定めるリース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第1項又は第2項に定める利息相当額を除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が10パーセント未満である場合とする。

4 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

第10章 引当金

(退職引当金の計上方法)

第114条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第11章 セグメント情報

(報告セグメントの区分)

第115条 府令第40条第1項に定めるセグメント情報の開示については、下記の区分により行うものとする。

- (1) 沖縄県立北部病院
- (2) 沖縄県立中部病院
- (3) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- (4) 沖縄県立宮古病院
- (5) 沖縄県立八重山病院
- (6) 沖縄県立精和病院
- (7) 県立病院課

別表第3を次のように改める。

別表第3（第24条関係）

勘 定 科 目 表
損 益 勘 定

(収益勘定)

款	項	目	節	備 考
病院事業収益	医 業 収 益			病院事業に係る総収益 医業活動に係る収益

	入院収益 外来収益 診療所収益 その他医業収益	入院医療に係る収益 外来医療に係る収益 附属診療所の医療に係る収益
	室料差額収益	上級室使用等に係る室料差額収益
	他会計負担金	救急医療、看護師養成、公衆衛生活動等に係る一般会計からの繰入金
	公衆衛生活動収益	各種の集団健康診断、予防接種等公衆衛生活動に係る収益
	医療相談収益	人間ドック等個別的な健康診断に係る収益
	受託検査施設利用収益	受託検査料収益、医療設備及び機械を他の医療機関に利用させた場合の収益
	その他医業収益	消毒料、洗濯料、文書料等で前記の科目に属さない収益
医業外収益	受取利息配当金	
	預金利息 基金利息 有価証券利息	
	他会計補助金	収益的支出を負担することを目的として他会計から繰り入れたもので、返済の必要のない補助金
	国庫補助金	医業費補助の目的で交付される国庫支出金
	負担金交付金	収益的支出を負担することを目的として他会計から繰り入れた負担金等
	消費税及び地方消費税還付金	
	長期前受金戻入	府令第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち医業外収益として整理するもの
	再評価積立金戻入 受贈財産評価額戻入 寄付金戻入 他会計負担金戻入 他会計補助金戻入 国庫補助金戻入 その他資金剰余金戻入	
	その他医業外収益	
	有価証券売却収益	有価証券の売却による収益
	不用品売却収益	不用品の売却収益
	財産貸付収益	庁舎、公舎及び土地の貸付に係る収益
	その他医業外収益	前記の科目に属さない収益
特別利益		

		固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える利益 前年度以前の損益の修正で収益の性質を有する利益 前記の科目に属さない利益
(費用勘定)				
款	項	目	節	備考
病院事業費用	医療費用	給与費	給料 (医師給) (看護師給) (医療技術員給) (事務員給) (労務員給) 手当 (医師手当) (看護師手当) (医療技術員手当) (事務員手当) (労務員手当) 賞与引当金繰入額 賃報 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 退職給付費 その他引当金繰入額 材料費 薬品費 診療材料費	薬剤師、臨床検査技師、放射線技師、栄養士等に対する給料 事務員その他行政職給料表の適用職員に対する給料 看護補助員(免許不交付のため臨時的任用となっている看護補助員を除く。)、調理士、洗たく員、保清員、営繕手、守衛、運転士、電話交換士、施設管理技士その他各種医療技術補助者等に対する給料 扶養、期末、勤勉、時間外勤務、特殊勤務等の諸手当及び定時に額を定めて支給する研究手当等 賞与引当金として計上するための繰入額 臨時又は非常勤の職員の賃金 臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員に対する報酬 共済組合負担金、雇用保険料その他の法令の定めるところにより、福利厚生のために事業主が負担する費用 法定福利費引当金として計上するための繰入額 退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額 投薬用、注射用薬品(血液プラズマを含む。)その他薬品の費用 (ア) 診療用材料として直接消費されるもの。例えば、レント

		経 費	給食材料費 医療消耗備品費 厚生福利費 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 消耗備品費 光熱水費 燃料費 食料費 印刷製本費 修繕費	ゲンフィルム、歯科用の材料、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、脱脂綿、縫合糸、水等の費用 (イ) 診療用具（患者の用に供するものを含む。）等であつて、1年以内に消費するもの。例えば、注射針、注射筒ゴム管、シャーレ、体温計、水枕等の費用 (ロ) 半減期が1年以内の放射性同位元素の費用 (ハ) 患者給食のため消費する食品の費用 (ニ) 患者給食用具等であつて1年以内に消耗するもの。例えば、泡立器、ざる、たわし、食器、食器用洗剤等の費用 診療用具（患者の用に供するものを含む。）、患者給食用具等であつて、減価償却を必要としないもののうち、1年を超えて使用できるもの。例えば、聴診器、血圧計、鉗子類、鉤類、食缶、鍋、自動天秤等の費用 職員及びその家族に対する法定外の福利費 (ア) 診療、健康診断、予防接種等を行った場合における減免額 (イ) 各種のレクリエーション文化活動等に要する費用 (ロ) 食堂、売店等を利用する場合における事業主負担 (エ) 慶弔禍福に際し、一定の基準により支給される金品、記念日に供与される飲食、金品代等の費用 報償金、賞賜金等 業務のための出張旅費（研修に属するものを除く。）等の費用 職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣等の費用 事務用・管理用の用具等であつて1年以内に消費するもの及び取得価格が2万円未満の用具等。例えば、帳簿、諸用紙、ペン先、印肉、ゴム印等の事務用品、タイプ用活字、電球、洗剤、掃除用品等の費用 事務用・管理用の用具等であつて1年以上使用できるもので、かつ、取得価格が2万円以上10万円未満のもの費用 電気料、ガス料、水道料等の費用 石炭、重油、ガソリン、プロパンガス、薪等の費用 運営会議、来客接待用等に要する費用 カルテ、検査伝票、会計伝票等の印刷製本に要する費用 固定資産等の維持修繕に必要な
--	--	-----	---	--

				費用。ただし、固定資産の価値が増加するような改良・拡張費は当該固定資産勘定に含める。修繕引当金として計上するための繰入額
			修繕引当金繰入額	特別修繕引当金繰入額
			保 險 料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料、病院損害賠償責任保険料等の費用
			賃 借 料	土地及び建物の賃借料、設備器械の使用料等の費用
			通 信 運 搬 費	電信料、電話料、郵便料、搬送料等の費用
			委 託 料	検査委託料、歯科技工委託料、洗濯委託料、保清委託料その他委託した業務の対価として支払われる費用
			諸 会 費	各種団体等に対する会費
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
			租 税 公 課 費	前記の科目に属しない費用。例えば、麻薬施用者免許手数料等の各種手数料、造園等の環境整備費、患者レク療法経費、作業療法等に要する費用
			雑	
		減 価 償 却 費		
			建物減価償却費	建物（建物附属設備を含む。）に対する減価償却費
			構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費
			器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費
			車両減価償却費	車両に対する減価償却費
			放射性同位元素減価償却費	放射性同位元素に対する減価償却費
			リース資産減価償却費	リース資産に対する減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産に対する減価償却費
			無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費
		資 産 減 耗 費		
			たな卸資産減耗費	貯蔵品の破損変質等による減耗損
			固定資産除却費	固定資産の滅失、撤去、廃棄等による損失額及び撤去費
		研 究 研 修 費		
			研究材料費	研究材料（動物飼料等を含む。）の費用
			謝 金	研究及び研修のために招へいした講師に対する謝礼金、献体提供遺族への謝礼金等の費用
			図 書 費	研究及び研修用図書（定期刊行物及び収録されたビデオテープを含む。）の購入代
			旅 費	学会、講習会等研究、研修のための旅費
			研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等前記以外の費用
	医 業 外 費 用			
		支 払 利 息		
			企業債利息	企業債に係る利息

			長期借入金利息 一時借入金利息 リース資産利息 その他利息	一般会計又は他の特別会計からの長期借入金に係る利息 リース資産に係る利息 前記の科目に属さない利息
		長期前払消費税勘定償却	長期前払消費税額償却	長期前払消費税の償却
		消費税及び地方消費税雑損失	不用品売却原価 控除対象外消費税 その他雑損失	貯蔵品の売却原価（帳簿価額） 課税仕入に係る消費税及び地方消費税のうち課税仕入控除できなかった消費税及び地方消費税 医業外費用で前記の科目に属さないものの費用
	特別損失	固定資産売却損 減損損失		固定資産の売却額が当該固定資産の帳簿価額に不足する損失 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 天災その他特別な理由による建物設備等の巨額な除却損
		臨時損失		前年度以前の損益の修正で費用の性質を有する損失 前記の科目に属さない損失
		過年度損益修正損 その他特別損失		

資 産 勘 定

(固定資産)

款	項	目	節	備考
有形固定資産				固定資産の取得価額には、手数料、周旋料、搬入費、据付費等これを取得するために要した費用を含む。 建物附属設備を含む。 煙突、貯水池、門、塀等の建物及び建物附属設備以外の工作物であって、土地に固定したもの 機械、器具、什器等で1単位（1個、1セット、1台等）の取得価額が10万円以上であって、耐用年数が1年以上のもの 自動車、自動二輪車等 診療用の放射性同位元素
	土地建物			
	建物減価償却累計額			
	構築物			
	構築物減価償却累計額			
	器械備品			
	器械備品減価償却累計額			
	車両			
	車両減価償却累計額			
	放射性同位元素			

<p>無形固定資産</p>	<p>放射性同位元素減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 建設仮勘定 建設仮勘定減価償却累計額 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額</p>			<p>有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産 固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金を含む。）、事務費等 前記の科目に属さないもの</p>
<p>無形固定資産</p>	<p>借地権 地上権 電話加入権 リース資産 リース資産減価償却累計額 モデム加入権 その他無形固定資産</p>			<p>有償で取得したものに限り記載する。 土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利を取得するために支払った対価 民法第265条に規定する権利を取得するために支払った対価 電話を取得するために要した金額。ただし、電話債権の購入費を除く。 無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産 コンピューターモデム専用回線に要した金額 前記の科目に属さないもので、期間が1年を超えるもの</p>
<p>投資</p>	<p>投資有価証券 長期貸付金 貸倒引当金 出資金 基金 長期前払消費税 その他投資減価償却累計額</p>			<p>長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 納税計算に当たって控除できなかった資産に係る仮払消費税及び地方消費税 電話債権を含む。 投資その他の資産に係る減価償却累計額</p>

(流動資産)

款	項	目	節	備考
現金預金	現預金	普通預金 通座預金 定期預金 通知預金 当座預金		
未収金				

貸倒引当金	医業未収金	現年度医業未収金 過年度医業未収金	医業収益に係る未収額 当年度の医業収益に係る未収額 過年度の医業収益に係る未収額
有価証券	医業外未収金	現年度医業外未収金 過年度医業外未収金	前記の科目に属さない未収額
貯蔵品	その他未収金	現年度その他未収金 過年度その他未収金	未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 国債、地方債等随時現金化できる有価証券で、一時的に所有するもの。ただし、1年以上超えて所有するものを除く。
短期貸付金	薬品 診療材料 給食材料 燃料 その他貯蔵品		薬品のたな卸高 診療材料のたな卸高 給食材料のたな卸高 燃料のたな卸高 前記以外のたな卸資産のたな卸高
貸倒引当金	一般短期貸付金 他会計貸付金 職員貸付金		他会計以外に対する短期貸付金 他会計に対する短期貸付金
前払費用			短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 前払保険料、前払賃借料、前払利息等一定の期間契約に従い継続的に役務の提供を受けている場合に、まだ提供されていない役務に対して支払われた対価
前払金			物品の購入、修繕工事に対して前払いされた金額、旅費の概算 前払その他前渡金
仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産			課税仕入に係る消費税及び地方消費税 前記の科目に属さないもの

(繰延勘定)

款	項	目	節	備考
繰延勘定	控除対象外消費税額			納税計算に当たって控除できなかった資産に係る仮払消費税及び地方消費税額

負債勘定

(固定負債)

款	項	目	節	備考
企業債				

他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債			建設改良費等（地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）
リース債務	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。） リース取引により生じた債務であって、支払期限が1年を超えるもの
引当金	退職給与引当金			将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年内に使用される見込みのものを除く。）
その他固定負債	特別修繕引当金 その他引当金			数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大規模修繕に備えて計上する引当金（1年内に使用される見込みのものを除く。） 前記の科目に属さない引当金であって、支払時期が1年を超えると見込まれるもの 前記の科目に属さない固定負債

(流動負債)

款	項	目	節	備考
一時借入金				公庫、事業団、銀行等からの借入金及び一般会計、他の特別会計からの借入金であって、期間が1年内のもの
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債			1年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
他会計借入金	その他の企業債			1年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			1年内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金
	その他の長期借入金			1年内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金

リース債務			1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
未払金	医業未払金	現年度医業未払金 過年度医業未払金	病院事業費用の未払額（たな卸資産の買掛金を含む。）
	その他未払金	現年度その他未払金 過年度その他未払金	前記の科目に属さないもの
未払費用			未払賃借料、未払利息、未払委託費
前受金	医業前受金		医業収益に係る前受金
	その他前受金		前記の科目に属さないもの
仮受消費税及び地方消費税 その他流動負債			課税売上に係る消費税及び地方消費税
	預り金	預り金（所得税） 預り金（住民税） 預り金（健康保険料） 預り金（厚生年金保険料） 預り金（介護保険料） 預り金（公衆電話料） 預り金（保証金） 預り金（その他）	前記の科目に属さないもの
引当金	退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年以内に使用される見込みのもの
	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積り計上する引当金
	法定福利費引当金		翌事業年度に支払う賞与に係る法定福利費のうち、当年度負担相当額を見積り計上する引当金
	修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの
	その他引当金		前記の科目に属さないもの
その他流動負債			前記の科目に属さないもの

(繰延収益)

款	項	目	節	備 考
長期前受金	再評価積立金 再評価積立金 収益化累計額 受贈財産評価 額 受贈財産評価 収益化累計 額 寄 付 金 寄付金収益化 累計額 他会計負担金 他会計負担金 収益化累計額 他会計補助金 他会計補助金 収益化累計額 国庫補助金 国庫補助金収 益化累計額 その他資本剰 余金 その他資本剰 余金収益化累 計額			償却資産の取得又は改良に充て るための補助金、負担金その他 これらに類するものの交付を受 けた場合におけるその交付を受 けた金額に相当する額及び償却 資産の取得又は改良に充てた ために起こした企業債の元金の償 還に要する資金に充てるため一 般会計又は他の特別会計から繰 入れを行った場合におけるその 繰入金の額

資 本 勘 定

(資本金)

款	項	目	節	備 考
資 本 金				企業開始時の引継資本金、企業 開始後の追加出資による繰入、 資本金、企業開始後の利益を源 泉とする自己資本金への造成に よる組入資本金

(剰余金)

款	項	目	節	備 考
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価 額			政令附則第11項及び第12項の規 定により資産の再評価を行った 場合における再評価価額から再 評価以前の帳簿価額を控除した 額 償却資産以外の固定資産の贈与 を受けた財産の評価額

利益剰余金	寄 附 金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
	他会計負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計からの負担金
	他会計補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計からの補助金
	国庫補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫支出金
	その他資本剰余金	上記以外の資本剰余金
	減債積立金	企業債の償還に充てるため積み立てた額
	利益積立金	欠損金をうめるために積み立てた額
	建設改良積立金	建設又は改良のために積み立てた額
	その他積立金	前記以外の積立金
	当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	前年度未処分剰余金(又は前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分量(又は前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に年度中の繰越利益剰余金の増加高又は減少高(繰越欠損金減少高又は増加高)を加減した額
繰越利益剰余金 年度末残高 (繰越欠損金 年度末残高)	当年度の損益取引の結果発生した純利益(又は純損失)	
当年度純利益 (当年度純損失)		

整 理 勘 定

款	項	目	節	備考
整理勘定	本庁勘定 何病院勘定			

(沖縄県病院事業局固定資産管理規程の一部改正)

第3条 沖縄県病院事業局固定資産管理規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「投資」を「投資その他の資産」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業局公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局公舎管理規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局公舎管理規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第15号)の一部を次のように改正す

る。

第4条第2項中「1,000万円」を「7,000万円」に改める。

附 則

この規程は、平成26年3月31日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第4号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「農業技術補佐員」を「農林水産技能員」に改める。

第5条第1項中「農業技術補佐員」を「農林水産技能員」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける職員のうち57歳を超える職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、県職員給与条例第7条第5項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

第26条中「乗じたもの」を「乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもの」に改める。

第27条第2項中「乗じたもの」を「乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもの」に改める。

別表第8の1の表中

4 級	1	規模の大きい病院の院長の職務	を
	2	困難な業務を行う病院の院長の職務	
	3	規模の大きい病院の副院長の職務	
	4	困難な業務を行う母子センター長の職務	
	5	困難な業務を行う病院の医療部長又は本庁の医療企画監の職務	

4 級	1	医療技監の職務	に
	2	規模の大きい病院の院長の職務	
	3	困難な業務を行う病院の院長の職務	
	4	規模の大きい病院の副院長の職務	
	5	困難な業務を行う母子センター長の職務	
	6	困難な業務を行う病院の医療部長又は本庁の医療企画監の職務	

改める。

別表第11の2中「0.175」を「0.21」に、「0.15」を「0.18」に、「0.125」を「0.15」に、「0.1」を「0.12」に、「0.075」を「0.09」に、「0.05」を「0.06」に改める。

別表第14中

国頭村字安田	北部病院附属安田診療所	4	を
今帰仁村古宇利	北部病院附属古宇利診療所	2	

国頭村字安田	北部病院附属安田診療所	2	に、
--------	-------------	---	----

4
4

3
3

3	を	2	に、
4		2	
5		4	
4		3	

八重山病院附属小浜診療所	4	を
八重山病院附属大原診療所		

八重山病院附属小浜診療所	5	に改める。
八重山病院附属大原診療所		

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(特地勤務手当等に関する経過措置等)
- 2 この規程の施行に伴う特地勤務手当等に関する経過措置については、特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年沖縄県人事委員会規則第5号。以下「改正規則」という。）附則の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。この場合において、改正規則附則第8項中「家畜改良センター」とあるのは「北部病院附属安田診療所、中部病院附属津堅診療所及び南部医療センター・こども医療センター附属久高診療所」と読み替えるものとする。

沖縄県病院事業局訓令第5号

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の2号を加える。

- (4) 健康管理嘱託看護師
- (5) 施設整備嘱託技師

第4条に次の2号を加える。

- (10) 健康管理嘱託看護師 県立病院課における健康管理等に関する業務（看護師資格を有する者による。）
- (11) 施設整備嘱託技師 県立病院課における施設整備等に関する技術的業務（建築又は建築設備に関する国家資格を有する者）

「 _____ | _____ | _____ | _____ 」

別表中	給与制度運用支援等嘱託員	日額 9,300円			を
-----	--------------	-----------	--	--	---

給与制度運用支援等嘱託員	日額 9,300円	に改める。
健康管理嘱託看護師	日額 12,000円	
施設整備嘱託技師	日額 12,000円	

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第6号

沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「嘱託専門研修医師」を「嘱託専門研修医師A」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 嘱託専門研修医師B

第2条第2項中「前項第2号の嘱託専門研修医師は、初期研修を修了した後、県立病院の研修プログラムに基づく後期の臨床研修を受ける者」を「前項第2号の嘱託専門研修医師Aは、初期研修を修了した後、県立病院の研修プログラムに基づく後期の臨床研修を受ける者（嘱託専門研修医師Bを除く。）とし、同項第3号の嘱託専門研修医師Bは、初期研修を修了した後、県立病院の研修プログラムに基づく後期の臨床研修を受ける者のうち、その所属する県立病院の長（以下「院長」という。）が、一定の程度以上の診療に関する知識及び技能があると認める者」に改める。

第4条中「その所属する県立病院の長（以下「院長」という。）」を「院長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	報酬の額（円）	費用弁償の額
嘱託初期研修医師	日額15,000円 夜勤1回につき、6時間以上は10,000円、3時間以上6時間未満は7,000円、3時間未満は3,000円	沖縄県病院事業局職員等の旅費規程の規定の適用を受ける職員の旅費相当額
嘱託専門研修医師A	日額23,000円 夜勤1回につき、6時間以上は16,000円、3時間以上6時間未満は11,000円、3時間未満は4,000円	
嘱託専門研修医師B	日額24,000円 夜勤1回につき、6時間以上は16,000円、3時間以上6時間未満は11,000円、3時間未満	

	は4,000円	
--	---------	--

注 夜勤とは、専ら夜間（午後10時から翌日午前5時までの時間を含む。）に割り振られた勤務をいう。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第7号

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「810円」を「870円」に、「910円」を「980円」に、「840円」を「900円」に、「1,070円」を「1,150円」に、「820円」を「880円」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第5号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第4条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第22号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 警務課に被害者支援室を附置し、同室においては、次の事務を処理するものとする。

- (1) 被害者支援に関すること。
- (2) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (3) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

第5条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 警察職員の職務執行に係る苦情の申出に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

第5条第3項を削る。

第9条第5号を次のように改める。

- (5) 留置業務に関する調査、研究、指導及び企画に関すること。

第9条に次の3号を加える。

- (6) 留置施設の管理に関すること。
- (7) 被留置者の処遇及び護送に関すること。
- (8) 沖縄県留置施設視察委員会に関すること。

第11条中「安全なまちづくり推進課」を「子供・女性安全対策課」に改める。

第12条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、第9号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定による処分に関すること。

第12条中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号及び第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、同条に次の1項を加える。

2 生活安全企画課に安全なまちづくり推進室を附置し、同室においては、次の事務を処理するものとする。

- (1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関する事。
- (2) 犯罪の予防一般に関する事。
- (3) ちゅうらちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）の施行に係る総合調整に関する事。

第13条を次のように改める。

（子供・女性安全対策課）

第13条 子供・女性安全対策課においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 子供及び女性の安全の確保に関する事。
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関する事。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の運用に関する事。

第17条中第17号を削り、第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 銃砲刀剣類所持等取締法違反の取締りに関する事（刑事部暴力団対策課の所掌に属するものを除く。）。

第48条第1項中「広報室及び」を削り、「被害者支援室」の次に「、広報室及び安全なまちづくり推進室」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第6号

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「217人」を「221人」に改め、同条第2号中「65人」を「64人」に改め、同条第3号中「19人」を「16人」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年沖縄県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「警察本部警務部警務課長」を「警察本部警務部監察課長」に改める。

第4条第2項中「警察本部警務部警務課」を「警察本部警務部監察課」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---